

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社エーゲル（以下「当社」という。）がその活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当社は、この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当社は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置きする方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 当社は、定款第5条の方法により公告する。

(書類の備置き等)

第6条 当社は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当社は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、主たる事務所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当社の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、業務時間のうち、午前10時から午後5時までとする。ただし、当社は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第8条 当社は、第7条2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表取締役が定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表取締役が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、代表取締役の決裁を経て行う。

附則

この規程は、2023年2月28日から施行する。

別表

対象書類等名称	備置期間
定款	永久
株主総会議事録	10年
計算書類等(各事業年度の決算書、附属明細書)、事業報告書	10年
役員名簿	5年
会計帳簿	5年
事業計画、収支予算	5年